

平成30年11月27日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
福岡県福岡市中央区高砂二丁目24番23号
まつやまけんせつかぶしがいしや
松山建設株式会社
代表取締役 まつやま たかよし 松山 孝義
- 2 処分日
平成30年11月20日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
上記処分業者は、法違反により罰金刑に処せられた。
このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するため。

[問い合わせ先]
生活環境部循環社会推進課
廃棄物監視指導班
担当：主幹 井上豊文
副主幹 磯崎桂一
電話番号 097-506-3134・3129